

嫡出推定制度

2024 年 2 月

令和 4（2022）年 2 月 14 日に法制審議会は「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」を採択し、法務大臣に答申した。それに基づき、同年 10 月 14 日に「民法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。同法律案は同年 11 月 17 日に衆議院本会議で、同年 12 月 10 日に参議院本会議で可決されて、「民法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律 102 号。以下、改正法と言う）が成立した。これによって、嫡出推定・嫡出否認制度の見直し、認知無効に関する規定の改正、懲戒権の削除等が行われた。

改正法は令和 4（2022）年 12 月 16 日に公布され、懲戒権の削除に関する諸規定は同日から施行されている。改正法のその他の諸規定は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行される。なお、嫡出推定制度に関する新规定は、改正法の施行日である令和 6（2024）年 4 月 1 日以後に生まれる子に適用されるのを原則とするが、施行日前に生まれた子やその母も、令和 6（2024）年 4 月 1 日から 1 年間に限り嫡出否認の訴えを提起して、血縁上の父ではないが子の父と推定されている者と子との父子関係を否定することを可能とする措置が取られている（法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html）。

1 民法 772 条の嫡出推定

民法 772 条の嫡出推定制度は、法律上の父子関係の成立について生物学上の親子関係の存在を念頭に置きつつ、父母の婚姻関係に基づいて父子関係を推定するというものである。その目的は、「生まれた子について逐一父との遺伝的つながりの有無を確認することなく、早期に父子関係を確定し、子の地位の安定を図る」ことにあるとされている（法制審議会民法（親子法制）部会「部会資料 25-2」5 頁）。したがって、民法 772 条の嫡出推定規定の下では法律上の父子関係と生物学上の父子関係が一致しないことが起こり得るが、今回の改正法も血縁主義ではなく婚姻の存在を基準とする従来の立場を維持しており、嫡出推定制度の「子の利益に照らしたその重要性は、DNA 型鑑定の技術が発展した現代においても、何ら変わるものではない。」としている（上掲「部会資料 25-2」5 頁）。

改正法の新民法 772 条は、以下の通りである。

民法 772 条

第 1 項 妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であつて、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。

第 2 項 前項の場合において、婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第3項 第1項の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。

第4項 前三項の規定により父が定められた子について、第774条の規定によりその父の嫡出であることが否認された場合における前項の規定の適用については、同項中「直近の婚姻」とあるのは、「直近の婚姻（第774条の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。）」とする。

（下線は改正箇所）

新民法 772 条 1 項は、妻が婚姻中に懐胎した子（婚姻中懐胎子）とともに、婚姻前に懐胎した子であって婚姻成立後に出生した子（婚姻前懐胎子）も夫の子と推定する。婚姻前懐胎子は従来「推定されない嫡出子」と呼ばれ、判例と戸籍実務によって出生と同時に父母の嫡出子の身分を有する子として扱われるにとどまり、民法 772 条の嫡出推定の対象ではなかった。そのため、「推定されない嫡出子」の父子関係を否定する場合、嫡出否認の訴えではなく親子関係不存在確認の訴えによるなど、その法律上の地位について婚姻中懐胎子との差異が存していた（『家族法』127 頁 - 128 頁、136 頁）。今回の改正によって婚姻前懐胎子も夫の子と推定され、婚姻中懐胎子と同様に父子関係の否定について嫡出否認の訴えを適用する等の扱いがされることになる。

2 再婚禁止期間規定の削除

改正前の民法 733 条は、女性は、前婚の解消又は取消しの日から起算して 100 日を経過した後でなければ再婚できないことを原則としていたが（『家族法』51 頁 - 52 頁）、この規定は改正法によって削除された。同条は、従来の民法 772 条のもとで、婚姻解消した前夫の子との推定と再婚後の夫の子との推定が重複するのを避けることを目的とした規定であったが、改正法は、民法 772 条の嫡出推定制度を見直し、婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子を前夫の子と推定する従来の原則を維持した上で（新民法 772 条 2 項）、新民法 772 条 3 項・4 項に特則を設けている。それによれば、離婚等による前婚の解消から 300 日以内に出生した子であっても、子の出生前に母が再婚していたときは、子は再婚後の夫の子と推定されることになる。この 3 項及び 4 項の新設を通じて嫡出推定の重複の問題は解消され、民法 733 条の女性の再婚禁止期間も廃止された。

3 嫡出否認権者の拡大と出訴期間の伸長

嫡出否認の訴えについて、改正前の民法は否認権者を夫に限り、また出訴期間も夫が子の出生を知った時から 1 年以内としていたが（『家族法』133 頁）、改正法によって、子、子の

母及び母の前夫にも否認権が認められるに至った（新民法 774 条 1 項・3 項・4 項）。そのうち子については、親権を行う母や養親、又は未成年後見人が子の否認権を子のために行使することができる（新民法 774 条 2 項）。

一方、母の固有の否認権については、その行使が子の利益を害することが明らかなときは、嫡出否認をすることができないとされている（新民法 774 条 3 項）。同じく、母の前夫も、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなときは、子が嫡出であることを否認できない（同条 4 項）。なお、母の前夫が否認権を行使したことによって、新たに子の父と定められたときは、子が自らの嫡出であることを否認することはできないと定められている（同条 5 項）。

嫡出否認の訴えの出訴期間も改正法によって伸長され、父と前夫の否認権は各自が子の出生を知った時から 3 年以内、子と母の否認権は子の出生の時から 3 年以内と定められた（新民法 777 条）。ただし、前夫は、子が成年に達した後は嫡出否認の訴えを提起することができない（新民法 778 条の 2 第 4 項）。

なお、子の出訴期間については、子がその父と継続して同居した期間（そのような期間が 2 件以上あるときはそのうち最も長い期間）が 3 年を下回る場合は、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害さない限り、子は 21 歳に達するまで嫡出否認の訴えを提起することができるとされている（新民法 778 条の 2 第 2 項）。

いずれの否認権者の申立てによるものであれ、嫡出否認の訴えによって子の嫡出性が否認され、子と父との法律上の親子関係が否定された場合において、子は父であった者が子について支出した監護費用を償還する義務を負わない（新民法 778 条の 3）。このように規定することで、監護費用の清算を案じて否認権の行使が抑制されることのないよう図られている。

（常岡史子）